

令和 8 年 9 月 25 日

令和 8 年第 3 回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I	「GREEN×EXPO 2027」に向けた取組について……………	1
II	（仮称）令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び開催時における小型無人機等の飛行の禁止に関する条例素案について……………	16
III	第5期丹沢大山自然再生計画の素案について……………	18
IV	第3次神奈川県イノシシ管理計画素案について……………	22
V	第6次神奈川県ニホンジカ管理計画素案について……………	26
VI	第6次神奈川県ニホンザル管理計画素案について……………	30
VII	神奈川県立大船フラワーセンターの指定管理者の募集について……	34
VIII	神奈川県漁港管理条例の一部改正について……………	38

I 「GREEN×EXPO 2027」に向けた取組について

令和9年に本県で開催される2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」について、県は、開催地の自治体として出展を行うこととし、令和6年10月にとりまとめた「神奈川県出展基本構想」に基づき、準備を進めている。

そこで、「GREEN×EXPO 2027」に向けた県出展の準備状況及び機運醸成の取組状況等について報告する。

1 「GREEN×EXPO 2027」の概要

(1) 開催期間

令和9年3月19日から令和9年9月26日まで（192日間）

(2) 開催場所

旧上瀬谷通信施設（横浜市瀬谷区・旭区）

(3) 博覧会区域の面積

約100ha（うち会場区域 約80ha）

(4) 有料来場者数

1,000万人以上（想定）

(5) 開催主体

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

2 「神奈川県出展基本構想」の概要

(1) 出展のテーマ

ア メインテーマ

“Vibrant INOCHI” 一人ひとりの“いのちが輝く”

イ サブテーマ

(ア) 共生社会の実現

(イ) 持続可能な社会づくり

(ウ) 未病（ME-BYO）の改善

(2) 県出展の構成

ア 屋外展示

庭園を中心にテーマを分かりやすくイメージさせる、印象的なシンボル展示を行う。

イ 屋内展示

屋外展示と連動しながら、県が推進する施策をより深く理解してもら

えるよう、展示内容や手法を検討する。

ウ 催事

“Vibrant INOCHI” パフォーマンスを制作・上演するほか、県による主催催事、県内市町村やその他主体による催事を企画・実施する。

3 県出展の準備状況（環境農政局）

(1) 「GREEN×EXPO 2027推進本部」の開催

庁内関係機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、知事を本部長とし、各局長等を構成員とする「GREEN×EXPO 2027推進本部」を開催し、各局の取組状況や県出展、機運醸成の今後の進め方等について共有した。

【開催状況】

令和7年度	開催日	内 容
第1回推進本部	令和7年6月9日	各局の取組状況等
第2回推進本部	令和7年9月3日	各局の取組状況等
第3回推進本部	令和7年12月22日	各局の取組状況等
第4回推進本部	令和8年2月4日	県出展エリアにおける屋外庭園及び屋内展示について
第5回推進本部	令和8年3月27日	前売りチケット販売促進等について

令和8年度	開催日	内 容
第1回推進本部	令和8年5月14日	各局の取組状況等
第2回推進本部	令和8年7月14日	各局の取組状況等
第3回推進本部	令和8年9月4日	各局の取組状況等

(2) 県出展の概要

ア 名称

展示施設と屋外庭園一体を「森 (Forest)」と位置づけ、わかりやすく世界に向けて発信するため、『Vibrant INOCHI Forest かながわ館』（以下、「かながわ館」という。）と命名した。

イ 公式ロゴマーク

<デザインコンセプト>

県内33市町村を重ねる葉っぱでシンボル化し、県と市の一体感を華やかなデザインで表現。



**Vibrant
INOCHI
Forest**
かながわ館

ウ スタッフユニフォーム

- ・ ユニフォーム素材は、サブテーマの一つである「持続可能な社会づくり」を具現化したもので、トウモロコシなどの植物由来のポリ乳酸を原料とした地球にやさしい繊維素材「ピエクレックス」を主に使用。
 - ・ この素材は植物由来のため、製造時のCO₂発生量の抑制に貢献でき、閉幕後、ユニフォームは回収し、堆肥として再活用する。
 - ・ また、一部の生地には回収した服などをリサイクルして作られた循環型素材も採用しており、環境に優しいユニフォームとなっている。
- ※左が展示アテンダント、右が運営スタッフ



エ マスコットキャラクター

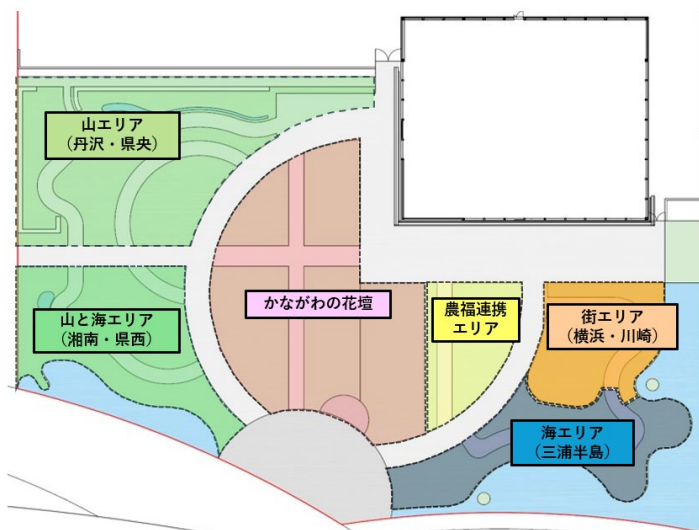
Vibrant INOCHIの木から生まれた「いのち」を象徴する葉っぱのキャラクター「VIBRANTS (バイブランツ)」と子どものニホンモモンガ「モモーン」を「かながわ館」のマスコットキャラクターとして設定し、県出展の広報や展示等に活用していく。



(3) 屋外庭園

ア 考え方

県内各地域の特色ある花や緑を植栽し、自然環境を再現することで、豊かで美しい神奈川県土を屋外庭園に落とし込む。



イ 植栽の規模

(ア) 植物の使用数量（予定）

	分類	品目	本数	備考
樹木	高木	36	約 400	
	低木	27	約 1,200	
苗物	花苗	88	約 71,200	5～9回植替え
	カラーリーフ類	51	約 11,300	

(イ) 本県ゆかりの展示植物

○県が育成や登録を行った品目・品種

ハナモモ「照手シリーズ」、サルスベリ「ディアシリーズ」、
カンキツ類「湘南ゴールド」「大津4号」、
ヤポンノキ「八剣枝垂れ」、
ウメ「十郎小町」、
無花粉ヒノキ「神奈川無花粉ヒ1号」(商標名;丹沢 森のミライ)

○県が産地である品目

花苗：パンジー・ビオラ、野菜類 キャベツ など

(ウ) かながわの花壇の移り変わり

庭園の中央「かながわの花壇」を季節ごとに県産の花苗を植え替えて展示。

3月 ナノハナ

4月 パンジー・ビオラ・チューリップ

5月 ペチュニア・カリブラコア

6月 ベゴニア・マリーゴールド

7～8月 ヒマワリ

(7月上旬は、かながわ花咲かスクールプロジェクトで植栽)

9月 キバナコスモス

ウ 農福連携に係る展示

(ア) アクアポニックス

魚の排泄物を活用し、障がい者が育てた花苗を育てる展示

(イ) レイズドベッド

車椅子でも作業ができる花壇

(ウ) インクルーシブ遊具

多様な来場者が利用可能な遊具の設置

エ スポット展示

出展を希望する市の意向を踏まえ、屋外庭園内に、約25㎡の展示スペースを確保し、各市の魅力を伝えるためのスポット展示を実施する。

オ 多様な参加

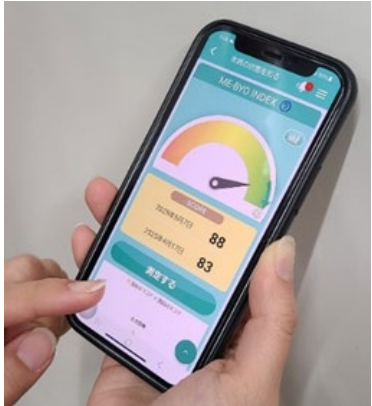
農業関係高校5校が協力して作り上げる展示や、高校生がデザインし、制作したベンチの配置を予定

(4) 屋内展示

ア 常設展示

県出展のサブテーマである「共生社会の実現」「持続可能な社会づくり」「未病の改善」を分かりやすく伝える常設展示を設置する。

サブ テーマ	ゾーン名称	コンテンツ	展示物例
持続可能 な社会 づくり	地球がいき いきゾーン	・脱炭素社会に 向けた取組 ・プラごみゼロ に向けた取組 等	・デジタル地球儀  ・かながわプラごみゼロ 宣言の契機となったシロ ナガスクジラの頭骨標本 (イメージ)

			
未病の改善	からだところがいいききゾーン	・未病状態の見える化に関連する未病指標とME-BYO BRAND認定機器の紹介 ・未病改善レシピ等	・未病指標 (イメージ) 
共生社会の実現	みんながいいききゾーン	・「ともに生きる社会かながわ憲章」 ・ともいきアート等	・ともいきアート (イメージ)  GREEN×EXPO 2027賞 作品名:共に生きてほしいと願う

イ シアター

建物中央部に客席数約60席のシアターを設置し、出展テーマを体感できるオリジナル映像コンテンツを提供する。

作品タイトル：

Vibrant INOCHI Forest - あなたといのちと未来と -

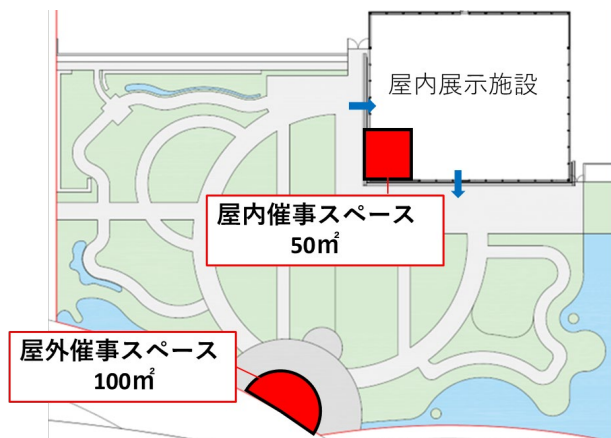
ウ スポット展示

屋内展示施設内に約25㎡の展示スペースを2区画用意し、県や市町村がそれぞれの取組や魅力を発信するためのスポット展示を実施する。

(5) 催事

出展テーマを分かりやすく発信し、また、神奈川県魅力をPRするため、県出展エリアに催事スペースを設け、郷土芸能やワークショップ、ダンス等の活動発表など、毎日、様々な催事を実施する。

ア 催事実施場所



イ 一般参加催事の募集（第1弾）

(ア) 募集期間 令和7年12月1日から令和8年1月30日まで

(イ) 実施場所 屋内・屋外催事スペース

(ウ) 採択数 174件

(エ) 催事内定者向け説明会

日時 令和8年6月19日

対象 一般参加催事の募集（第1弾）の内定者

ウ 一般参加催事の募集（第2弾）

(ア) 募集期間 令和8年6月1日から令和8年7月15日まで

(イ) 実施場所 屋内・屋外催事スペース及び主催事場（仮称）

(ウ) 応募件数 223件

（屋内・屋外催事スペース 164件、主催事場（仮称） 59件）

エ 高校生等参加催事の募集

(ア) 募集期間 令和8年6月1日から令和8年6月30日まで

(イ) 実施場所 屋内・屋外催事スペース及び主催事場（仮称）

(ウ) 応募件数 41件

（屋内・屋外催事スペース 19件、主催事場（仮称） 22件）

(エ) 採択数 41件

(6) 「環共」プログラム

	活動内容	募集期間	募集数	募集対象	活動時間
レッツグリーンアクション	環境と共に生きる社会をめざして自ら主体的に行動する団体・個人等が主体となって環境に関するワークショップや体験型展示などの活動体験を実施する	令和8年7月21日から令和8年10月2日まで	100組程度	環境活動を行っている又は環境活動を始めた団体、個人、企業、学校等	屋内施設：1日～最大7日間 屋外空間：1日～最大30日間
レッツグリーンクラス	地球規模の課題に関係する各分野の専門家が講師となって、分かりやすく楽しい環境に関連した入門講座を実施する	令和8年9月7日から令和8年10月16日まで	300講座程度	国内外の学術機関（大学等）、博物館、国際機関、企業等	半日または終日（1日）のいずれか

(7) ボランティアの募集

	活動内容	募集期間	応募総数	応募要件	活動時間
花・緑ガイドボランティア	来場者に向けて、会場内の花壇等の見どころを紹介	令和7年11月17日から令和8年1月9日まで	3,493件	令和9年4月2日時点で満15歳以上（中学生を除く） 8日以上活動可能な方	1日当たり4時間程度を想定（別途、活動前後30分ずつのミーティングあり）
植物管理ボランティア	会場内花壇等での花がら摘み・除草等サポート	令和8年2月5日から令和8年4月30日まで	14,269件	同上	同上
運営ボランティア	会場内外での来場者案内や運営サポート	令和8年2月5日から令和8年4月30日まで	14,917件	同上	同上

(8) スケジュール (予定)

令和8年4月15日	起工式の開催、着工 「Vibrant INOCHI Forest かながわ館」名称発表
12月末	建築工事完了
令和9年1月～2月末	屋内展示の設置・施工
3月上旬	造園工事完了
3月19日	開幕

4 機運醸成の主な取組 (環境農政局)

(1) 知事による県外に向けたPR活動

各地方知事会議や各地で開催されるイベント等に参加するなど、知事が、GREEN×EXPO 2027をPRすることにより、県内だけでなく県外においても積極的に機運醸成を図っていく。

開催地	実施日	内 容
オンライン	令和8年4月23日	九都県市首脳会議への出席
北海道	令和8年5月9日	地元のテレビ及びラジオ番組への出演
沖縄県	令和8年5月22日	沖縄県大城副知事とのPR対談、取材対応
東京都	令和8年5月26日	関東地方知事会議への出席
滋賀県	令和8年5月28日	近畿ブロック知事会議への出席 地元のテレビ番組への出演
徳島県	令和8年6月5日	四国知事会議におけるメッセージ 動画放映
鳥取県	令和8年7月16日 ～7月17日	全国知事会議への出席、取組推進に関する決議 地元のテレビ番組への出演

(2) 「GREEN×EXPO 2027応援団」

本県にゆかりのある著名人や団体を中心に「GREEN×EXPO 2027応援団」を結成し、イベント等でPRを実施。

計35名、9団体 (令和8年9月25日時点)

令和8年度新規就任状況

氏名、団体名	任 命
半日族_万博ありがとう 親娘 (GREEN×EXPO 2027を応援するXユーザー) <2名>	令和8年4月

ミュージカル『アニオー姫』メインキャスト ・田代万里生 ・音くり寿 ・ドー・ファン・ザ・ハン ・小野田龍之介 < 4 名 >	令和 8 年 5 月
---	------------

令和 8 年度の活動内容（令和 8 年 9 月 25 日時点）

氏名、団体名	実 施 日	イベント名等
朝美 絢 桜木 みなと (宝塚歌劇団)	令和 8 年 4 月 28 日	応援メッセージ動画
假屋崎 省吾	令和 8 年 5 月 3 日	横浜フラワー&ガーデン フェスティバル2026
(一社)日本ボーイ スカウト神奈川連盟	令和 8 年 8 月 4 日 ～10 日	第19回 日本スカウトジャンボリー
ドー・ファン・ザ・ハン (ミュージカル『ア ニオー姫』メインキ ャスト) 加藤 梨里香	令和 8 年 9 月 13 日	ベトナムフェスタ in 神奈 川2026
船越 英一郎 橋本 はづき 柳井 麻希 (株)湘南ベルマーレ フットサルクラブ (公財)かながわトラ ストみどり財団 か ながわ緑の少年団	令和 8 年 9 月 23 日	GREEN×EXPO 2027 開催半 年前記念イベント in かな がわ

(3) 県主催（共催）イベント

県主催（共催）イベントにおいて、GREEN×EXPO 2027のPRを目的とするブース出展やスタンプラリー等を実施。また、令和 8 年度からは折り紙ワークショップを開催。

令和 6 年度：5 回実施（県庁本庁舎一般公開 等）

令和 7 年度：11 回実施（GREEN×EXPO 2027 開催 1 年前記念イベント in かながわ 等）

○ GREEN×EXPO 2027 神奈川県 開催半年前発表会

【実施日】

令和8年9月8日（火）

【項目】

- ・公式ロゴマークの決定
- ・マスコットキャラクター「バイブランツとモモーン」の誕生
- ・オリジナル映像作品をシアターで上映！
- ・常設展示内容の一部を公開！
- ・スタッフユニフォームのお披露目
- ・かながわ花咲かスクールプロジェクト始動！
～知事から子どもたちへ花苗贈呈～

○ GREEN×EXPO 2027 開催半年前記念イベント in かながわ

【実施日】

令和8年9月23日（水/祝）

【実施場所】

ダイナシティ ウエスト(小田原市中里)

【主な実施内容】

- ・トウUNKトウUNK&ミヤクミヤクのグリーティング
- ・ミュージカル「Vibrant INOCHI」の「踊ってみた」企画
- ・GREEN×EXPO 2027 応援団による連携：船越 英一郎氏、橋本 はづき氏、柳井 麻希氏、(株)湘南ベルマーレフットサルクラブ、(公財)かながわトラストみどり財団 かながわ緑の少年団
- ・折り紙トウUNKトウUNKワークショップ
- ・公式チケット販売 等

令和8年度 of 取組内容（令和8年9月25日時点）

イベント名等	実 施 日	内 容
農業技術センター施設公開	令和8年4月18日	PRブース 折り紙ブース
県庁本庁舎一般公開	令和8年5月3日	PRブース 折り紙ブース
KANAFANまつり (会場：そごう横浜)	令和8年7月7日	PRブース 折り紙ブース

GREEN×EXPO 2027神奈川県 開催半年前発表会（会場： 県庁本庁舎）	令和８年９月８日	上記欄外に記載 のとおり
ベトナムフェスタ in 神奈 川2026（会場：県庁本庁 舎）	令和８年９月13日	PRブース 折り紙ブース ステージイベント
GREEN×EXPO 2027 開催半年 前記念イベント in かなが わ（会場：ダイナシティ ウ エスト）	令和８年９月23日	上記欄外に記載 のとおり

(4) 県有施設等でのイベント

県有施設等において、GREEN×EXPO 2027のPRを目的とする花植イベント等を実施。

令和６年度：７箇所で開催（大船フラワーセンター 等）

令和７年度：17箇所で開催（相模原公園 等）

令和８年度の取組内容（令和８年９月25日時点）

施設名	内 容
花菜ガーデン	フォトスポット設置
大船フラワーセンター	フォトスポット設置、花壇植付け
おだわら諏訪の原公園	花壇植付け
恩賜箱根公園	初夏のバラ展
相模三川公園	プランター寄せ植えデザインコンテスト
相模原公園	公園プランター寄せ植えコンテスト GREEN×EXPO 2027 PRイベント
四季の森公園	壁面花壇花植え体験
茅ヶ崎里山公園	園内花壇花植え
津久井湖城山公園	ルピナス植栽体験
辻堂海浜公園	寄せ植え作り教室
七沢森林公園	コキア植付とミニほうき作り
保土ヶ谷公園	たねダンゴづくり
三ツ池公園	花植え体験
山北つぶらの公園	お茶摘み体験・スタンプラリー

(5) 多様な主体と連携した取組

市町村、団体等が主催（共催）するイベントと連携して、GREEN×EXPO 2027のPRを目的とするブース出展やスタンプラリー等を実施。また、令和8年度からは折り紙ワークショップを開催。

令和6年度：2回実施（開成町あじさいまつり 等）

令和7年度：27回実施（小田原梅まつり 等）

令和8年度 of 取組内容（令和8年9月25日時点）

イベント名等	実 施 日
第50回平塚市緑化まつり	令和8年4月25日・26日
厚木市緑のまつり	令和8年5月9日
大磯オープンガーデン	令和8年5月10日
コトエ橋本オープニングイベント	令和8年6月6日・7日
FLOWER Fes 2026 FINAL	令和8年6月20日・21日
第74回湘南ひらつか七夕まつり	令和8年7月4日・5日
こども霞が関見学デー	令和8年7月29日・30日
第50回足柄金太郎まつり	令和8年8月2日
座間市ひまわりまつり	令和8年8月15日

(6) メディアの活用

令和6年度：2回実施

令和7年度：10回実施

※いずれも、デジタルサイネージ等による放映は含まない。

令和8年度 of 取組（令和8年9月25日時点）

番組名等	放送（放映）日
LIGHT UP KANAGAWA（FMヨコハマ）	令和8年4月2日
	令和8年4月30日
	令和8年5月14日
	令和8年7月9日
	令和8年9月17日
KANAGAWA Muffin（FMヨコハマ）	令和8年9月12日
カナフルTV（tvk）	令和8年8月2日
	令和8年9月6日
ごきげんようじ（STV）※ラジオ（北海道）	令和8年5月9日

どさんこWEEKEND (STV) ※T V (北海道)	令和8年6月13日
オモロしが (BBC) ※T V (滋賀県)	令和8年6月19日
スパイス!! (日本海テレビ) ※T V (鳥取県)	令和8年7月25日

公式 SNS の開設

	アカウント名	URL	開設日
X	【公式】GREEN×EXPO 2027 Vibrant INOCHI Forest かながわ館	https://x.com/GE2027_Kanagawa	令和8年 8月17日
Instagram	Vibrant INOCHI Forest かながわ館	https://www.instagram.com/ge2027_vifkanagawa/	令和8年 8月17日

(7) シティドレッシング

県内主要駅等において、集中的なシティドレッシングを実施

令和7年度：J R川崎駅等19箇所

令和8年度の取組内容

開催半年前の集中的なシティドレッシングとして、J R川崎駅等の
県内主要駅8箇所で実施

実施場所	実施期間
J R川崎駅	令和8年9月21日～9月27日
J R藤沢駅	令和8年9月21日～9月27日
小田急海老名駅	令和8年9月21日～10月4日
京急久里浜駅	令和8年9月21日～9月27日
小田急小田原駅	令和8年9月21日～9月27日
京王橋本駅	令和8年9月21日～9月27日
小田急相模大野駅	令和8年9月21日～10月20日
小田急新松田駅	令和8年9月21日～9月27日

(8) P R 物品等の配布

市町村や県有施設にのぼり旗、ポスター等 P R 物品の配布を実施。また、県内団体に花壇用応援看板等を配布。

令和 6 年度：のぼり旗設置（県内32市町村、県有施設36か所）

カウントダウンボード設置（神奈川県民センター）

花壇用応援看板配布（県内50団体）

令和 7 年度：モニュメント、カウントダウンボード等設置（県庁舎）

花壇用応援看板等配布（県内80団体）

GREEN×EXPO 2027特別仕様ナンバープレート交付（37台）

令和 8 年度 of 取組内容

県内32市町村にポスター、パンフレット、のぼり旗及びトウungk トウungk パネル等を配布

県機関にのぼり旗及びトウungk トウungk パネル等を配布

(9) 折り紙トウungk トウungk プロジェクト

折り紙でトウungk トウungk を作成してもらい、GREEN×EXPO 2027を応援する想いをつなげていく「折り紙トウungk トウungk プロジェクト」を推進するため、折り方動画を作成し、県公式YouTubeチャンネルに掲載。庁舎公開をはじめとした各種イベントなど、各地で折り紙ワークショップを開催。

「GREEN×EXPO 2027 開催半年前記念イベント in かながわ」において、折り紙トウungk トウungk に夢や未来への願いをメッセージとして書き、今後のシティドレッシング等に活用するとともに、GREEN×EXPO期間中に「Vibrant INOCHI Forest かながわ館」で展示する参加型企画をスタート。

Ⅱ （仮称）令和９年に開催される国際園芸博覧会の準備及び開催時における小型無人機等の飛行の禁止に関する条例素案について

GREEN×EXPO 2027の円滑な準備・運営を確保するため、警備上必要と考えられる期間、地域等における小型無人機等の規制に係る県条例を制定することを令和８年６月の当常任委員会に報告した。

このたび、条例の素案を作成したので、報告する。

１ 条例概要に対する県民意見募集

（１）募集期間

令和８年７月21日～令和８年８月19日

（２）意見募集の周知

- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、
GREEN×EXPO推進本部室
- ・ 県のホームページによる情報提供

（３）実施結果

寄せられた意見の件数 ０件

２ 条例の素案

（１）対象となる区域

- ・ 博覧会会場については、横浜市旭区及び瀬谷区内の博覧会協会が管理する区域を対象博覧会区域として指定する。
- ・ 必要に応じ、博覧会会場外の施設についても対象施設として指定し、その敷地又は区域を規制対象とすることができる。

（２）規制内容

知事が指定した期間における、対象区域上空の小型無人機等の飛行を禁止する。

（３）（２）の規制が適用されない場合

博覧会の運営や施設管理、公的業務に支障が生じないよう、次に掲げる小型無人機等の飛行については規制の対象外とする。

- ・ 博覧会協会又はその同意を得た者が行う飛行
- ・ （博覧会会場外の施設を対象区域とした場合）対象施設の所有者、管理者等又はその同意を得た者が行う飛行
- ・ 国又は地方公共団体が業務として行う飛行

- (4) (2)の規制が適用されない場合の手続き
- ・適用除外となる小型無人機等の飛行を行う場合は、あらかじめ公安委員会へ通報する必要がある。
 - ・通報は、原則として飛行開始48時間前までに行わなければならない。
- (5) 関係機関との連携
- 条例の円滑な運用のため、知事、公安委員会及び博覧会協会は、それぞれ国及び地方公共団体の関係機関に対し、必要な情報を提供し、協力を求めることができる。
- (6) 円滑な準備及び運営の確保のための措置
- ・条例に違反する飛行が行われた場合は、警察官が飛行の中止等の必要な措置を命ずることができる。
 - ・緊急の場合には、ドローン等の飛行の妨害や機器の破損等の必要な措置をとることができる。
 - ・措置により損失を受けた第三者への補償について規定する。
- (7) 罰則
- 条例に違反して飛行を行った者又は警察官の命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

3 今後のスケジュール

令和8年11月 県議会へ条例議案を提出

令和9年2月 条例の施行

Ⅲ 第5期丹沢大山自然再生計画の素案について

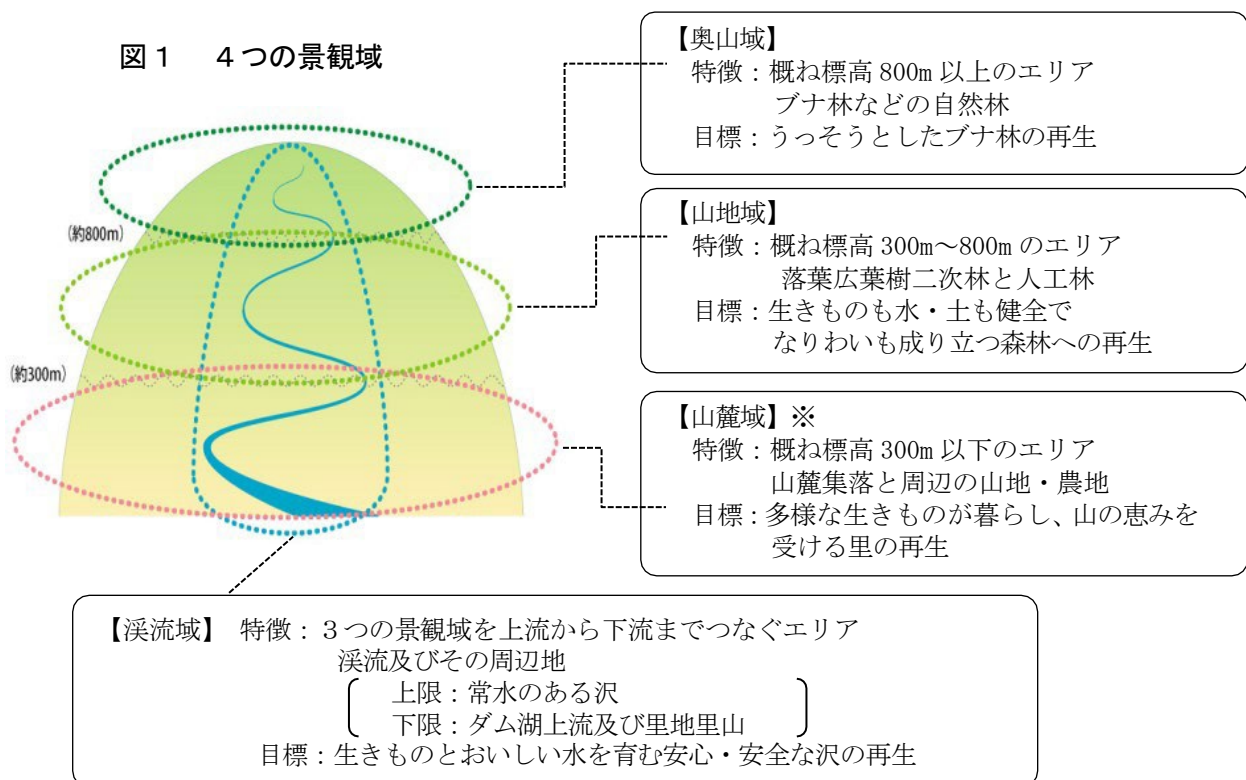
第4期となる現行の丹沢大山自然再生計画(以下「自然再生計画」という。)は、今年度で最終年度を迎えることから、県では、第5期自然再生計画の策定に取り組んでいる。

このたび、第5期計画の改定素案を取りまとめたので、報告する。

1 策定の経緯と自然再生の目標

丹沢大山地域のブナの立ち枯れ、人工林の荒廃、希少動植物の減少など自然環境の劣化への対応を図るため、市民団体、学識者、企業、行政など多様な主体で構成される「丹沢大山総合調査実行委員会(現在は、丹沢大山自然再生委員会(以下「自然再生委員会」という。))」は、平成16年度から2年をかけて「丹沢大山総合調査」を実施し、平成18年度に「丹沢大山自然再生基本構想」(以下「基本構想」という。)を取りまとめた。

県は、この基本構想に基づき自然再生計画を策定し、ブナ林の再生やシカ管理などの自然再生の取組を行ってきた。計画では、丹沢大山を「森林のタイプ」「地形」などと標高により「4つの景観域」(図1)に分け、それぞれに自然再生の目標を設定している。



※概ね標高 300m 以下のエリアを示す景観域は、第5期自然再生計画では「山麓域」と呼称する。

2 第4期自然再生計画の実施状況

(1) 奥山域

ブナ林が衰退する仕組みを解明し、その成果をもとに統合的なブナ林の再生事業に取り組んだ。また、高標高の山稜部におけるシカの捕獲等を行い、一部で林床植生の回復や樹木の稚樹などの成長が認められた。

(2) 山地域

土壌保全対策や、林道から遠い人工林において、混交林化に向けて間伐等の森林整備を行った結果、シカの不嗜好性植物を中心に林床植生が増加し、土壌保全が図られた。

(3) 山麓域（第4期自然再生計画では里山域と呼称）

市町村や自然再生委員会と連携し、里山保全活動など身近な自然再生の取組に係る活動報告会を開催するなど、地域の自然再生の取組を支援した。

(4) 渓流域

「溪畔林整備の手引き」（2017（平成29）年3月発行）等を活用し、溪畔林の保全に取り組んだほか、絶滅の恐れがある希少な植物の保全を進めた。

(5) 景観域に共通する課題

植樹活動や登山道補修など、NPO、ボランティア等との協働を進めたほか、SNSやホームページを活用した情報発信に取り組んだ。

3 第5期自然再生計画素案の概要

(1) 目的

丹沢大山の自然再生の目標に向け、統合的な自然再生を実行することにより丹沢大山が抱える問題の解決を図ることを目的とする。

(2) 対象地域

丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の区域を含む市町村※の市街化区域を除くエリア

※ 相模原市緑区津久井地区、秦野市、厚木市、伊勢原市、松田町、山北町、愛川町、清川村

(3) 計画期間

令和9年度から令和13年度までの5年間とする。

(4) 第5期自然再生計画の考え方

ア 自然再生に向けた取組の着実な推進

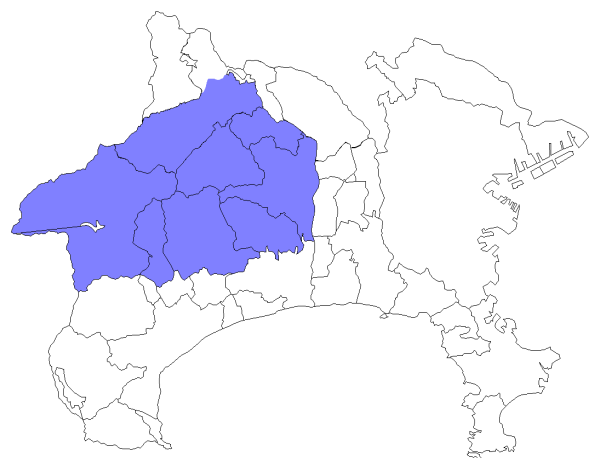


図2 対象地域
(塗りつぶし部分が対象地)

これまでの取組により、ブナ林の再生やシカ管理、土壌保全対策等において一定の成果を得ているが、自然再生には時間がかかることから長期的に取組を継続する必要がある。

イ 事業体系の統合化

設定した自然再生の目標に対して、より分かりやすく進捗状況の把握や評価を行うため、4つの景観域を基本とした事業体系とする。

ウ 水源環境保全・再生施策との連携

自然再生計画で実施している取組の多くは、水源環境保全・再生実行5か年計画にも位置付けられており、引き続き連携して取り組む。

エ 県民との連携・協働の取組の強化

団体等と連携・協働して行う登山道維持管理補修、山ごみ対策、希少種・外来生物等に係る情報収集や、地域で主体的に行われている自然再生の取組について、自然再生委員会による支援や活動報告会の開催などを通じて、県民連携・協働を進める。

オ 丹沢大山の周辺地域等との連携

地域住民等による里地里山の保全活動の推進など、周辺地域とも共通する課題については、関係市町村や国等と連携し、NPO、学識者、企業など多様な主体と取組を進める。

カ 新たな課題への対応

気候変動に伴う自然災害の頻発化・激甚化（防災・減災）等の新たな課題や、生物多様性保全のためのネイチャーポジティブ（自然再興）に向けて取組を進める。

取組にあたっては、自然情報の収集等に関するデジタル技術も活用し、人材育成も含めた持続可能な自然再生について、県民や関係団体、学識経験者、関係市町村等と議論し、知見を共有する。

(5) 景観域ごとの主要な施策

景観域ごとの自然再生の目標に向けて、基本構想で示された特定課題※に対応する施策・事業を連携させながら実施する。

※ 丹沢大山が抱える主要な課題（ブナの枯死、人工林の荒廃、里地里山の荒廃、溪流の荒廃といった地域に固有の課題と、これらの地域に横断的にかかるシカの被害や影響、希少種の保護、外来種の影響、自然公園のオーバーユースといった課題）

ア 奥山域

- ブナ林再生の研究成果を活用し、重点的な対策が必要な蛭ヶ岳周辺等の奥山で、植生保護柵、土壌保全工、シカ捕獲等を効果的に組み合わせ、モニタリングとともに統合的な対策を継続する。
- 丹沢山の東側の標高1000～1300mの範囲に広がる堂平地区で、シカ

の捕獲を集中的に行い、シカの生息状況や植生の変化を検証する。

イ 山地域

- 県有林などにおいて、森林の土壌保全対策や、林道から遠いことなどから採算性が低い人工林の混交林化を進める。
- 「札掛モデル地域」(愛甲郡清川村の丹沢県有林内)において自然再生委員会や団体等と連携して、森林整備、溪畔林の保全やシカ対策などの自然再生事業を試行しながら、普及啓発や人材育成に取り組む。

ウ 山麓域

- 自然再生委員会の活動報告会における地域の活動団体の活動内容の紹介や団体間の交流の促進などを通じて、多様な主体による自然再生の取組を進める。

エ 渓流域

- 溪畔林整備実施後のモニタリングを継続するとともに、モニタリング結果に基づき、溪畔林の植生回復に、順応的に取り組む。

(6) 景観域共通の施策

- 神奈川県自然環境保全センターの野外施設及び展示施設を自然再生の体験実習フィールドとして位置づけ、環境学習の拠点としての機能を高め、普及啓発を一層推進する。
- 自然再生の取組をさらに広げるため、SNSやホームページを活用し、より幅広い県民層に向けて丹沢の自然や自然再生の取組の情報発信を強化する。
- 自然再生委員会及びその構成員(団体・企業・自治体等)などの協働の枠組みにおいて取り組む自然再生活動への支援、連携や、学校教育活動との連携により、すそ野を広げた担い手づくりに取り組む。
- 自然再生委員会と丹沢の自然環境の現状や自然再生の取組に関する情報を共有・活用し、自然再生事業に関する検証・評価を行う。

4 今後のスケジュール(予定)

令和8年10月	計画素案について県民意見募集
令和9年2月	自然環境保全審議会へ計画案を報告 環境農政常任委員会へ計画案を報告
3月	計画策定

《参考資料1》

第5期丹沢大山自然再生計画素案

Ⅳ 第3次神奈川県イノシシ管理計画素案について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項の規定に基づき策定している第2次神奈川県イノシシ管理計画（以下「第2次計画」という。）は、今年度で計画最終年度を迎えることから、その成果と課題を踏まえ、第3次神奈川県イノシシ管理計画（以下「第3次計画」という。）の策定の検討を進めている。

このたび、第3次計画の素案を取りまとめたので報告する。

1 素案の概要

(1) 計画策定の背景と目的

本県では、近年、イノシシの生息分布が拡大し農作物被害が増加しており、長年にわたり生息が見られなかった横須賀市、逗子市及び葉山町等の相模川以東の地域にも生息分布が拡大した。

こうした状況に対応するため、平成30年10月に第1次計画を策定し、管理事業を実施してきたが、イノシシによる農作物被害額はピーク時から減少しているものの、依然として高水準で推移している。また、令和2年には、県内では初となる野生イノシシからも豚熱ウイルスが検出され、現在も感染確認は続いている。さらに、令和7年度に鳥獣保護管理法が改正され、イノシシが危険鳥獣に指定されるとともに、緊急銃猟制度が創設されたことから、市町村で適切に緊急銃猟が実施できるよう、連携して取り組む必要がある。

このような状況に対応するため、これまでの取組結果を踏まえた上で、第3次計画を策定する。

(2) 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

(3) 計画期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

(4) 計画対象区域

神奈川県全域

(5) 第2次計画の成果と課題

ア 農作物被害の軽減、生活被害の減少及び人身被害の防止

農作物被害金額は令和5年度まで減少が継続した後、若干増加傾向にあり、数値上の目標を達成したものの、今後の状況は引き続き注視していく必要がある。

生活被害件数も令和5年度まで減少が継続した後、令和6年度に大幅に増加した。人身被害は依然として発生している。

農作物や生活等への被害が依然として続いており、市町村や農業者等による集落環境整備、防護柵の設置等の被害防除対策への支援を継続する必要がある。

イ 生息分布拡大の防止

生息メッシュ数は、県全体では減少したものの、引き続き市町村等による被害に応じた捕獲を継続していく必要がある。一方、相模川以東では横須賀三浦地域において増加しているため、県及び市町等が連携した捕獲等の対策を強化していく必要がある。

ウ その他

市町村が行う地域ぐるみの対策を広げるための技術的・財政的支援や、捕獲の担い手育成等を継続していくとともに、野生イノシシからの豚熱ウイルスの感染確認が続いていることから、豚熱のまん延防止のための対策を実施していく必要がある。

(6) 第3次計画の基本的な考え方

ア 計画の目標

イノシシによる農作物や生活等への被害が継続し、横須賀三浦地域については生息分布の拡大が見られることから、引き続き次の3つを目標とする。

- ・農作物被害の軽減
- ・生活被害の減少、人身被害の防止
- ・生息分布拡大の防止

イ 管理の考え方

鳥獣と人との棲み分けを図り、あつれきを解消する観点から、集落環境整備、防護対策、捕獲を地域の実情に応じて総合的に実施するとともに、市町村や農業者団体、住民等による地域ぐるみの取組への支援を継続する。狩猟については、イノシシの捕獲の重要な手段であることから、狩猟期間を延長する等の規制緩和を継続する。

また、野生イノシシにおける豚熱の感染確認が継続していることから、関係部門が連携して対策を継続する。

横須賀三浦地域については、イノシシの定着解消に向けて取組を強化する。この地域では、市町、住民及び県が連携し、捕獲に加え、集落環境整備等の取組を行い、引き続き、個体数の減少、生息分布の縮小及び被害の拡大防止を図る。

(7) 主な事業内容

ア 被害防除対策

地域の実情に応じた集落環境整備や農地への防護柵の設置、広域防護柵の設置等の被害防除対策を総合的に推進する。

県及び市町村は、住民等を中心とした被害防除対策の体制づくりを支援し、地域ぐるみの被害対策の取組を促進する。

イ 捕獲

捕獲は、被害に応じて市町村等が行う有害捕獲と狩猟を基本とし、県は、市町村等が行う捕獲への支援を行うとともに、狩猟によるイノシシの捕獲を促進するため、狩猟期間の延長や禁止猟法の一部解除などの規制緩和を継続する。また、県は必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

ウ モニタリング

県は、イノシシの生息状況、被害状況、対策状況などを総合的に把握し、関係者と情報共有するとともに、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用する。

エ 豚熱のまん延防止のための取組

県は、関係部門が連携して、捕獲の際の防疫措置の周知及び防疫資材の配布、野生イノシシへの経口ワクチンの散布、養豚農場への豚熱感染のおそれが高い地域における捕獲の強化等を継続する。

オ 生息分布が拡大している地域での対策

横須賀三浦地域は、イノシシが生息するエリアが市街地に隣接し生活被害・人身被害の増加が懸念されることに加え、生息分布が三浦半島南部に拡大した場合、農作物被害が増加する恐れがあるため、県は、市町、農業者団体及び住民等と連携し、被害防除対策や捕獲等の対策を実施する。

カ その他管理のために必要な事項

イノシシが市街地へ出没し、人身被害等の発生の恐れが生じた場合、県は「神奈川県大型獣類市街地出没対応マニュアル」に基づき、関係機関と連携して対応する。また、緊急銃猟については、市町村が円滑に対応できるよう、県は財政的・技術的支援を実施するとともに、実際に緊急銃猟が実施され、県職員の応援要請があった場合は、迅速に対応する。

2 今後のスケジュール（予定）

令和8年10月 計画素案について県民意見募集
市町村への意見照会

令和9年2月 自然環境保全審議会へ計画案を諮問
環境農政常任委員会へ計画案を報告

3月 計画策定

《参考資料2》

第3次神奈川県イノシシ管理計画（素案）

V 第6次神奈川県ニホンジカ管理計画素案について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項の規定に基づき策定している第5次神奈川県ニホンジカ管理計画（以下「第5次計画」という。）は、今年度で計画最終年度を迎えることから、その成果と課題を踏まえ、第6次神奈川県ニホンジカ管理計画（以下「第6次計画」という。）の策定の検討を進めている。

このたび、第6次計画の素案を取りまとめたので報告する。

1 素案の概要

(1) 計画策定の背景と目的

本県では、丹沢山地の生物多様性の保全と再生及び農林業被害の軽減を目指すとともに、長期的な観点からシカ地域個体群の安定的な存続を図ることを目的として、平成15年3月に第1次神奈川県ニホンジカ保護管理計画を策定し、以後5年ごとに改定し、個体数調整、生息環境管理、被害防除対策及びモニタリングを実施してきた。

これまでの取組により、捕獲を実施している箇所でのニホンジカの生息密度の減少、部分的に植生回復が見られる一方、依然として丹沢山地全体の植生回復には至っておらず、農林業被害も継続している。

また、箱根山地ではニホンジカの生息密度の上昇がみられ、植生への影響が生じている。

こうした状況に対応するため、これまでの取組結果を踏まえた上で、第6次計画を策定する。

(2) 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

(3) 計画期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

(4) 計画対象区域

ア 保護管理区域

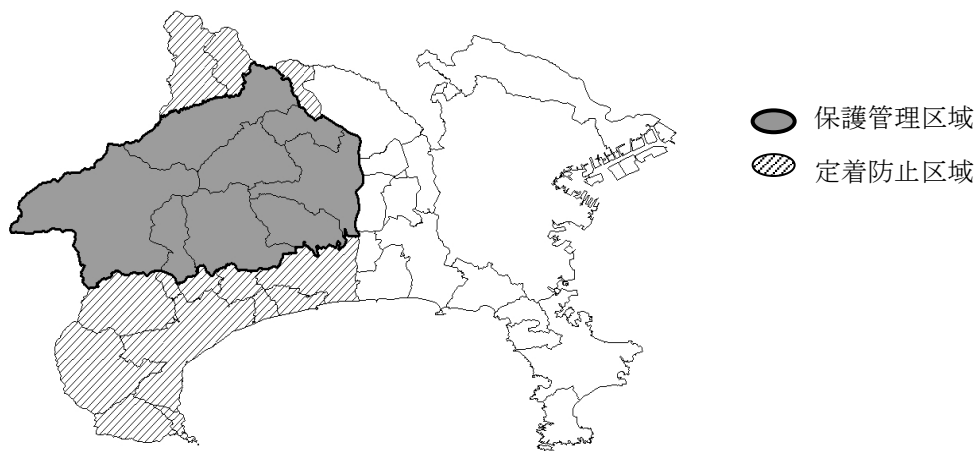
県内33市町村のうち、シカの主要な生息分布域である丹沢山地を含む8市町村（相模原市（緑区のうち旧津久井町の区域）、秦野市、厚木市、伊勢原市、松田町、山北町、愛川町及び清川村）

イ 定着防止区域

ア以外で、シカの生息や目撃情報等が得られている市町（相模原市（緑区のうち旧藤野町、旧相模湖町、旧城山町の区域）、平塚市、小田原市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、開成町、

箱根町、真鶴町及び湯河原町

【保護管理区域及び定着防止区域】



(5) 第5次計画の成果と課題

ア 保護管理区域

自然植生回復エリア（主に高標高域）においては、管理捕獲を継続的に行っている地域では、シカ生息密度は低下傾向で一部地域において林床植生の回復も見られるが、捕獲が困難な高標高の稜線部では、依然としてシカの生息密度が高い状態が継続しており、エリア全体で林床植生が回復するまでは至っていない。

生息環境管理エリア（主に中標高域）においては、管理捕獲を継続的に行っている箇所ではシカ生息密度の低下状態が維持されているが、エリア全体的に植被率の増加が見られず、植生とシカの生息密度のバランスが取れた状態になっていないと考えられる。森林整備地周辺での森林整備と連携した管理捕獲については、県だけが実施している状況にあり、実施主体を拡大する必要がある。

被害防除対策エリア（主に山麓部）においては、農地周辺でのシカの定着を解消することを目標とした管理捕獲や地域ぐるみの被害防除対策の取組が進展したが、シカによる農林業被害が継続して発生している。

このため、市町村や地域ぐるみによる個体数調整などの管理事業を継続していくとともに、より一層捕獲に取り組むため、森林管理者等多様な主体によるシカ管理を実施する必要がある。

イ 定着防止区域

市町村等は、農地周辺でのシカの定着を防止するために管理捕獲を実施し、県は、箱根山地の稜線域で、シカの生息状況を把握しながら

管理捕獲を実施するとともに、技術的支援等を行うことにより、地域での主体的かつ総合的な取組を促進した。

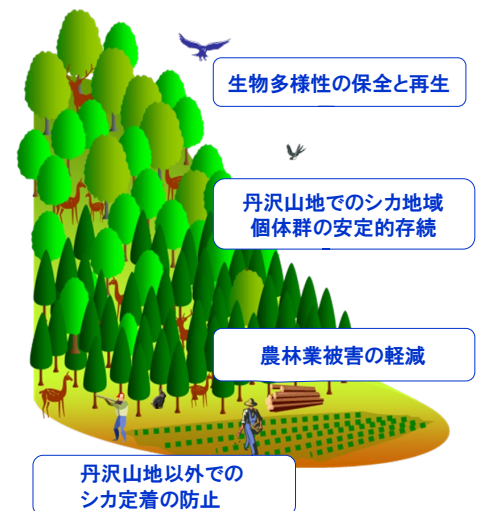
しかし、農林業被害は継続し、シカの生息密度の上昇もみられることから、第5次計画で推進した多様な主体による捕獲の取組をさらに進めていく必要がある。

(6) 第6次計画の基本的な考え方

ア 計画の目標

保護管理区域全体の植生回復に至っておらず、農林業被害が継続し、定着防止区域では生息密度が上昇していることから、引き続き、次の4つを目標とする。

- ・ 生物多様性の保全と再生
- ・ 丹沢山地におけるシカ地域個体群の安定的存続
- ・ 農林業被害の軽減
- ・ 丹沢山地以外でのシカ定着の防止



イ 重点的な取組方向

(ア) 保護管理区域－自然植生回復エリア（主に高標高域）

林床植生の回復に向けて、高標高の稜線部等において第5次計画までに自然環境保全センターに配置したワイルドライフレンジャーが実行性を確認した捕獲手法を活用し、認定鳥獣捕獲等事業者等の高度な技術を持つ者への業務委託により現状を分析しながら行う戦略的捕獲を実施する。

(イ) 保護管理区域－生息環境管理エリア（主に中標高域）

シカの主要な生息地として、林床植生の衰退が生じないレベルでシカが安定的に生息する状況を目指して、第5次計画期間中に進めてきたシカの管理捕獲と森林整備を連携させた取組をさらに推進するとともに、持続可能な管理に繋げるため、森林整備地周辺での森林管理者等の多様な主体によるシカ管理を実施する。

(ウ) 保護管理区域－被害防除対策エリア（主に山麓部）

農林業被害の軽減に向けて、市町村等が主体となって管理捕獲を継続するとともに、地域ぐるみによる被害防除対策の推進に引き続

き重点的に取り組む。また、森林管理者等の多様な主体によるシカ管理については、段階的に実施主体を拡大しながら実施する。

(エ) 定着防止区域

箱根山地等では、シカの増加による森林や自然公園への影響を防ぐため、第5次計画期間中に進めてきた国立公園域での自然公園管理者や森林管理者（国・県）に加え、林業事業体などの多様な主体によるシカ管理を実施する。

また、県や市町村等による、シカの被害対策に関する情報提供や地域ぐるみの被害対策の技術的支援等を継続して行う。

さらに、農地周辺でのシカの定着を防止し、農林業被害を軽減するため、シカが増加傾向にある地域において、シカに対応した防護柵の設置等、市町村等が実施する被害防除対策の取組を継続する。

ウ モニタリングと進捗管理

計画に基づいて行う管理事業の効果を把握するため、シカの生息状況と生息環境についてモニタリングを実施するとともに、農家等からの被害報告に基づき、農林業への被害状況を把握する。

モニタリング等で得た情報を神奈川県鳥獣総合対策協議会において科学的に評価し、効果的な事業実施に活用するとともに、必要に応じて、計画・事業の見直しを行う。

2 今後のスケジュール（予定）

令和8年10月 計画素案について県民意見募集
市町村への意見照会

令和9年2月 自然環境保全審議会へ計画案を諮問
環境農政常任委員会へ計画案を報告

3月 計画策定

《参考資料3》

第6次神奈川県ニホンジカ管理計画（素案）

VI 第6次神奈川県ニホンザル管理計画素案について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項の規定に基づき策定している第5次神奈川県ニホンザル管理計画（以下「第5次計画」という。）は、今年度で計画最終年度を迎えることから、その成果と課題を踏まえ、第6次神奈川県ニホンザル管理計画（以下「第6次計画」という。）の策定の検討を進めている。

このたび、第6次計画の素案を取りまとめたので報告する。

1 素案の概要

(1) 計画策定の背景と目的

本県では農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人間との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の安定的な存続を図ることを目的として、平成15年3月に神奈川県ニホンザル保護管理計画を策定し、以後5年ごとに改定し、被害防除対策、群れ管理（各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理するための取組）、生息環境整備及びモニタリング等を実施してきた。

第5次計画までの取組の結果、多くの群れを分裂させることなく規模の縮小や除去を実施することができ、一部の地域では、被害が減少したが、多くの群れでは依然として各種の被害が続いており、加害群を除去したことに伴う近隣の群れの行動変化や加害群に対処するため、管理事業の継続が必要となっている。

このような状況に対応するため、これまでの取組結果を踏まえた上で、第6次計画を策定する。

(2) 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

(3) 計画期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

(4) 計画対象区域

県内33市町村のうち、次の13市町村

相模原市（緑区の区域）、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村

(5) 第5次計画の成果と課題

ア 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理

多くの群れを分裂させることなく、規模の縮小や除去をすることが

でき、一部の地域個体群において適正配置を進めることができた。西湘地域個体群はT 1 群のみとなっているが、行動域の大部分が人家や農地周辺で、人身被害・生活被害が多発するなど、加害性が高くなっており、地域から除去が要望されている。

イ 農作物被害の軽減

地域個体群によって偏りが見られる状況となった。群れの除去が行われた西湘地域では、被害が減少し、丹沢地域では、これまで出沒の無かった地域において、単価の高い果樹被害などがあり被害が増加した。

ウ 生活被害及び人身被害の根絶

西湘地域個体群では、H群の除去を実施し、小田原市での被害は減少したが、T 1 群の生息する湯河原町及び真鶴町において、生活被害、人身被害とも依然として高い水準で発生している。

丹沢地域個体群及び南秋川地域個体群でも依然として被害は継続して発生しており、被害の根絶には至っていない。

(6) 第6次計画の基本的な考え方

ア 計画の目標

農作物や生活等への被害が継続していることから、引き続き、次の3点を目標とする。

- ・適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- ・農作物被害の軽減
- ・生活被害・人身被害の根絶

イ 管理の考え方

「農耕地等に依存する群れ」を「山林を中心に生息する群れ」にしていくか、また、「山林を中心に生息する群れ」をその状態で保ち続けるという視点により、群れの特性に応じて、被害防除対策、群れ管理、生息環境整備を効果的に組み合わせて実施し、群れの加害性を引き下げる。

ウ 地域個体群別の管理方針

(ア) 西湘地域個体群

T 1 群について、被害の改善が見られない場合、対策実施状況、

第4次計画期間以前(群れ管理等実施前)

- A群：適正規模を超えており、分裂の可能性がある。
⇒30～60頭に減らし、山林を中心に生息する群れとする。
- B群：農地に至る放棄地・ヤブを利用し侵入する。
⇒捕獲、追払いや農地周辺の環境整備（防護柵）
- C群：農地に依存し、加害群となっている。
⇒管理困難な群れとして除去



群れ管理の目標

群れ管理を実施し、適正な群れサイズ、適正な場所で、群れをコントロールする

- A群：群れを縮小し、山林を中心に生息する群れとする。
- B群：群れを縮小し、追払い

◎集落環境整備の上、侵入を防止し、新たな加害群や加害個体を生じさせない状態に落ち着ける



被害状況を踏まえて、管理困難な群れとしての除去を含めた判断を行う。県及び関係市町は、静岡県側の群れの分布や移動、被害状況等について、県・市町村等との情報交換等を継続する。除去とする場合においては、県は、他の群れに与える影響について、注視していく。

(イ) 丹沢地域個体群

被害の軽減、根絶を前提として、群れごとに異なる行動域や農耕地・集落の利用状況に応じ、個体数調整、追い上げや追い払いに取り組み、農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没地点の減少及び被害の軽減を図る。

(ウ) 南秋川地域個体群

群れが隣接都県にまたがって生息しているため、隣接都県の群れの分布や移動、被害状況等を注視し、両地域との情報交換等を継続する。

住民や農家への定期的な注意喚起を行い、放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、市街地や農耕地への侵入防止を図る。

(7) 主な事業内容

ア 被害防除対策

住民、農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体等により実施されてきた取組をさらに進め、集落や農地からの追い払い、侵入ルートへの遮断、さらに山側への追い払いまで、群れの状況に応じた対策を進める。

県及び市町村は、住民等を中心とした体制作りや多様な主体を活用した対策を支援し、地域の主体的な取組を促進する。

イ 群れ管理

各群れの生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、被害防除対策、生息環境整備等と効果的に組み合わせた群れ管理を継続する。

地域個体群の維持を基本とし、群れの分裂及び分派を回避するため、必要に応じて群れの個体数調整や除去を実施する。

追い上げや被害防除対策を徹底しても、行動域が住宅地に及び、生活被害が多発し、人身被害が発生している又は発生するおそれが高い群れを、管理困難な群れとして判断し、管理困難な群れでなくなるまで、又は住宅地周辺で生息確認ができなくなるまでの個体数調整を計画する。

ウ 生息環境整備

群れ管理及び被害防除対策と合わせて、山間部におけるサルの生息

環境整備にも資する森林づくりを進める。

エ モニタリング等

生息状況、被害状況、対策状況を総合的に把握し、GISによる地図化等を行い、神奈川県鳥獣総合対策協議会における検討等を通して、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用するとともに、関係者との情報共有を行う。

また、隣接都県の生息情報を収集し、県内の群れとの連続性を把握していく。今後の管理を進める上で参考とするため、地域間の遺伝的な交流に関する情報などの収集を行う。

2 今後のスケジュール（予定）

令和8年10月 計画素案について県民意見募集
市町村への意見照会

令和9年2月 自然環境保全審議会へ計画案を諮問
環境農政常任委員会へ計画案を報告

3月 計画策定

《参考資料4》

第6次神奈川県ニホンザル管理計画（素案）

Ⅶ 神奈川県立大船フラワーセンターの指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、神奈川県立大船フラワーセンターについては、令和9年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者の募集について報告する。

1 施設の目的・概要

(1) 設置目的

観賞植物等の収集及び展示等を行うことにより、植物に関する知識の普及を図るとともに、県民に植物に親しむ場を提供する。

(2) 施設概要

- ア 設置年月日 昭和36年5月1日
(平成30年4月1日 指定管理者による管理へ移行)
- イ 所在地 神奈川県鎌倉市岡本1018番地
- ウ 敷地面積 57,818.01㎡
- エ 延床面積 4,429.71㎡
- オ 建物 本館 1,126.77㎡
展示場 130.90㎡
グリーンハウス 1,334.72㎡
レストハウス 136.97㎡
その他（栽培温室、倉庫棟、便所等）

(3) 指定管理者の状況

- ア 指定管理者 アメニス大船フラワーセンターグループ
(代表者：株式会社日比谷アメニス)
- イ 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

2 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

職員による接遇、利用促進を図るための展示会やイベント事業の実施、入園口の植栽の工夫など利用者へのサービスの向上や、利用者の満足度が高かったことが認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

＜参考１＞指定管理業務に係る収支状況 (単位：千円、％)

年度	収入 a ※	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和５年	157,872 (106,755)	157,056	816	1.0
令和６年	152,167 (106,755)	153,315	△1,148	△1.0
令和７年	155,965 (110,443)	156,841	△ 876	△1.0
合 計	466,004 (323,953)	467,212	△1,208	△0.3

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 ☒ 有・無

物価高騰等に伴う施設維持経費の増 令和５年度：年額＋1,728千円、令和６年度：年額＋759千円、
令和７年度：年額＋3,689千円

※ 括弧は内数で、「指定管理料」を示す。

＜参考２＞県内中小企業者や障害者雇用企業等への優先的な発注実績
(令和５年度～令和７年度)

発注先	提案した具体的な 優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績が ない理由及び今後の対応
県内中小企業者	高木剪定・枯損枝除去	9	12,350	—
	廃棄物収集運搬	3	604	—
	日常清掃・定期清掃	6	28,810	—
	消防設備点検	3	495	—
	受水槽清掃	3	228	—
	飲用水水質検査・レ ジオネラ属菌検査	6	132	—
	浄化槽保守点検	3	644	—
	浄化槽清掃	3	455	—
	建築設備定期検査 特定建築物定期検査	0	0	県内業者数社に見積を依頼し精査したが、金額が折り合わず県外事業者に委託
障害者雇用企業等	無	—	—	—

3 募集の方法

公募により募集する。

4 指定期間

５年間（令和10年４月１日～令和15年３月31日）とする。

5 募集単位

神奈川県立大船フラワーセンターとする。

6 選定基準の考え方

(1) 指定管理者に求める能力・内容

ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

イ 施設の維持管理

ウ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

エ 事故防止等安全管理

オ 地域と連携した魅力ある施設づくり

カ 人的な能力、執行体制

キ 財政的な能力

ク コンプライアンス、社会貢献

ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護

コ これまでの実績

サ 施設の魅力向上につながる加点項目（植栽に関連した施設の魅力向上につながる新たな事業提案）

(2) 選定基準の作成にあたって重視する視点

ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

- ・ 指定管理業務全般を通じた総合的な管理・運営方針

イ 維持管理業務

- ・ 施設の特性及び課題を踏まえた維持管理

ウ 利用促進のための取組

- ・ より多くの利用を図るための事業内容や広報活動

(3) 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、団体の業務遂行能力：25点、施設の魅力向上につながる加点項目：15点以内

7 外部評価委員会委員（案）

氏 名	性 別	職 業	分 野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
飯島 健太郎	男	東京都市大学教授	学 識 経 験 者	有 (神奈川県立大船フラワーセンター指定管理者外部評価委員会、神奈川県立都市公園及びスポーツ施設指定管理者外部評価委員会)	大学の教授として造園に対する知識・造詣が深いため。
西川 綾子	女	日本植物園協会会長	施 設 の 事 業 内 容 に 精 通 し た 者	無	植物園及び植物に関する文化の発展等に関する識見者であるため。

岡本 由美子	女	公認会計士	経理	有 (神奈川県立大船フラワーセンター指定管理者外部評価委員会、神奈川県立都市公園及びスポーツ施設指定管理者外部評価委員会、他)	日本公認会計士協会神奈川県会からの推薦。財務・会計を専門とする識見者であるため。
城田 孝子	女	弁護士	法務	有 (神奈川県立大船フラワーセンター指定管理者外部評価委員会、宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会、他)	神奈川県弁護士会からの推薦。法律を専門とする識見者であるため。
高島 眞美	女	社会保険労務士	労務管理	有 (神奈川県立大船フラワーセンター指定管理者外部評価委員会、宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会、他)	神奈川県社会保険労務士会からの推薦。労務管理を専門とする識見者であるため。

8 今後のスケジュール（予定）

- 令和8年10月 外部評価委員会に選定基準（案）について意見聴取
- 12月 環境農政常任委員会へ選定基準（案）を報告
- 令和9年1月 指定管理者の募集を開始
- 4月 外部評価委員会等による候補者選定を開始
- 6月 県議会に、指定管理者の指定議案を提出
- 令和10年4月 指定管理者による管理運営の開始

Ⅷ 神奈川県漁港管理条例の一部改正について

神奈川県漁港管理条例に基づく占用料は、神奈川県道路占用料等徴収条例、神奈川県海岸占用料等徴収条例及び港湾の設置及び管理等に関する条例（以下「道路占用料等徴収条例等」という。）に準拠している。

令和6年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ、国が管理する道路の占用料を定める道路法施行令が改正（令和8年4月施行）されたことから、国に準拠して占用料の額を定める道路占用料等徴収条例等の改正が予定されている。そこで、これに準拠する神奈川県漁港管理条例の改正を検討していることから、その概要を報告する。

1 改正素案の概要

(1) 改正内容

道路占用料等徴収条例等に合わせ、占用料等の額を改正する。

(2) 占用料

ア 漁港施設（別表第2関係）

区分		単位	改正後		現行		準 拠
			漁港名		漁港名		
			三崎	小田原	三崎	小田原	
第一種電柱		本/年	1,910 円	2,290 円	1,630円	1,940円	道 路
第二種電柱			2,940 円	3,510 円	2,510円	2,980円	
第三種電柱			3,960 円	4,740 円	3,380円	4,030円	
第一種電話柱			1,710 円	2,040 円	1,460円	1,740円	
第二種電話柱			2,730 円	3,270 円	2,330円	2,780円	
第三種電話柱			3,760 円	4,490 円	3,200円	3,820円	
その他の柱類			170 円	200 円	150円	170円	
看板		㎡/年	1,360 円	4,640 円	1,330円	4,310円	
標識		本/年	2,730 円	3,270 円	2,330円	2,780円	
管類	外径0.07m未満	m/年	72 円	86 円	61円	73円	
	外径0.07m以上0.1m未満		100 円	120 円	87円	100円	
	外径0.1m以上0.15m未満		150 円	180 円	130円	160円	
	外径0.15m以上0.2m未満		200 円	250 円	170円	210円	
	外径0.2m以上0.3m未満		310 円	370 円	260円	310円	
	外径0.3m以上0.4m未満		410 円	490 円	350円	420円	
	外径0.4m以上0.7m未満		720 円	860 円	610円	730円	

	外径0.7m以上1m未満		1,020 円	1,230 円	870円	1,040円	
	外径1m以上2m未満		2,050 円	2,450 円	1,750円	2,080円	
	外径2m以上		4,100 円	4,900 円	3,500円	4,160円	
線類	上空に設けるもの		17 円	20 円	15円	17円	
	地下に設けるもの		10 円	12 円	9円	10円	

イ 国有海浜地等（別表第3 関係）

区分	単位	改正後		現行		準 拠
		漁港名		漁港名		
		三崎	小田原	三崎	小田原	
通路、作業場、材料置場等	㎡/年	300 円	320 円	250円	270円	海 岸
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょう等		670 円	700 円	560円	590円	
住宅、事務所及び工場		1,040 円	1,120 円	990円	1,060円	独 自
海水浴施設、売店、休憩所及びバンガロー		3,600 円	3,720 円	3,000円	3,120円	海 岸
係船浮標、係船くい、信号浮標及び信号柱	基/年	860 円	900 円	720円	760円	港 湾
電柱、電話柱、その他の柱類	本/年	(別 表 第 2 と 同 じ)				道 路
鉄塔	㎡/年	1,830 円	1,920 円	1,530円	1,600円	海 岸
看板		(別 表 第 2 と 同 じ)				道 路
管類、線類	m/年	(別 表 第 2 と 同 じ)				

(3) 土砂採取料（別表第3 関係）

区分	単位	改正後	現行	準 拠
土砂の採取	㎥	360 円	300円	港 湾

2 今後のスケジュール（予定）

令和8年11月 条例改正議案を提出

令和9年4月 改正条例の施行